

第1章 都市計画マスタープランの位置づけ

第1章 都市計画マスタープランの位置づけ

1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（以下、「本計画」）とは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称です。本計画は、菊池市（以下、「本市」）が都市として持続的に発展していくための課題に対応するため、本市のあるべき姿と実現に向けた都市づくりの方針を示し、行政と住民が方針を共有することを目的としています。

1-2 計画改定の背景・目的

本市では、平成22年（2010年）に計画を策定し、令和7年（2025年）を目標年次として都市づくりを進めてきました。計画期間は満了を迎えましたが、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、新たなまちづくりの課題に直面しています。

新たなまちづくりの課題に対応し、持続的な都市づくりを進めていくことを目的として、「菊池市都市計画マスタープラン」の改定を行うこととしました。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である菊池市総合計画や菊池都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」）などの上位計画に即して定めます。

また、本市の他の関連計画と整合・連携を図りながら定めるものであり、本市において都市計画法に基づき決定・整備する個別の都市計画は、本計画に即して決定・変更を行うこととなります。

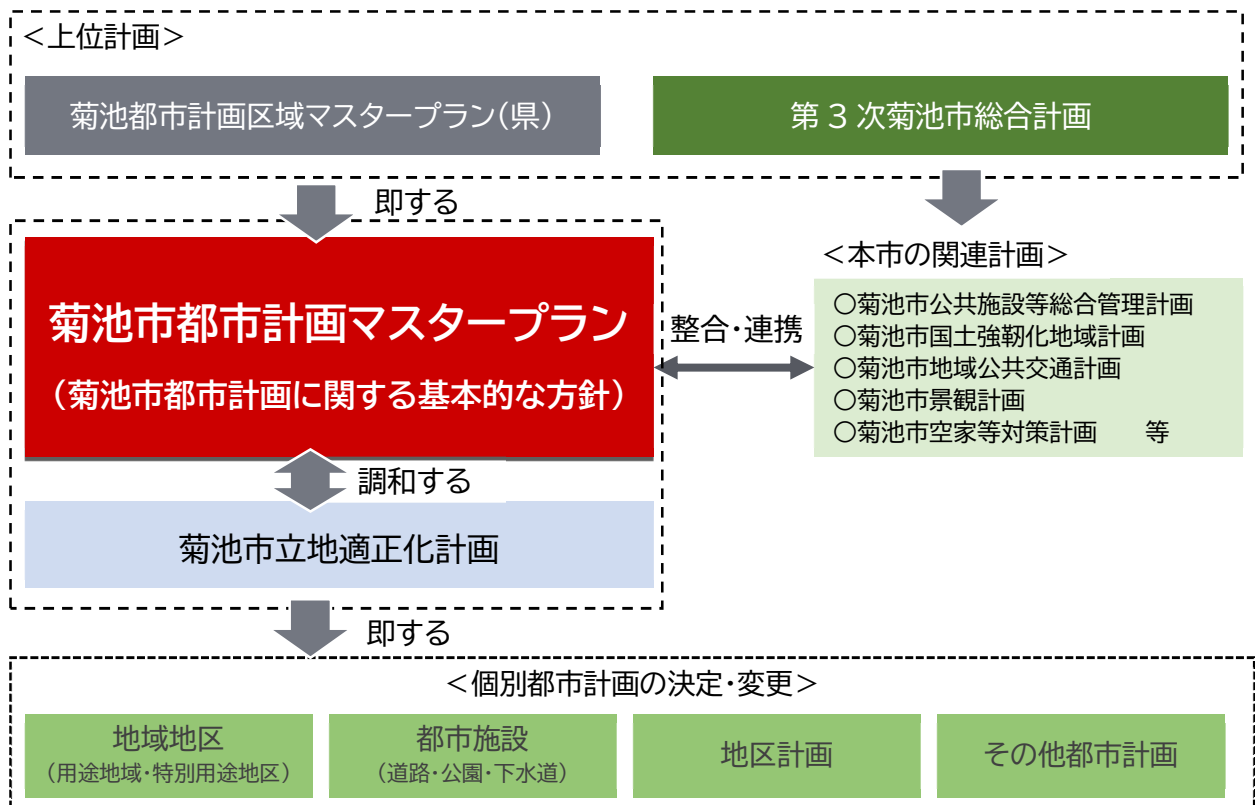


図1-1 計画の位置づけ

本計画には、以下の役割があります。

①長期的な視点に立った都市の将来像を示します

- 本市の自然、歴史、生活文化、産業等の特性を踏まえた長期的な視点から都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方針を示し、都市計画を進めていきます。

②本市の都市計画施策の指針となります

- 本計画に基づき、個別の都市計画に関する施策が決定・変更します。
- 個別の都市計画は、本計画に基づき調整が図られます。

1-4 目標年次と対象区域

本計画は、概ね 20 年の中長期を見据え、令和 28 年(2046 年)を目標年次とします。なお、上位計画の大幅な変更や社会情勢の変化等がある際には、必要に応じて見直しを行います。

都市計画を定める範囲は都市計画区域を対象としていますが、本市の都市づくりを一体的かつ効率的に進めるためには、都市計画区域外についても方針を定めることが重要です。そのため、本計画は市全域を対象区域とします。

1-5 計画の構成

本計画は、市全体のあるべき姿と都市づくりの方針を定めた「都市づくりの目標」、土地利用や都市施設の整備方針を定めた「全体構想」、地域別の整備方針を定めた「地域別構想」、計画を推進していく方策を定めた「計画の実現に向けて」などで構成されます。

